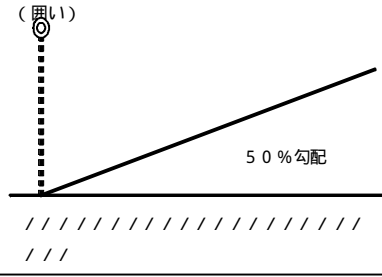
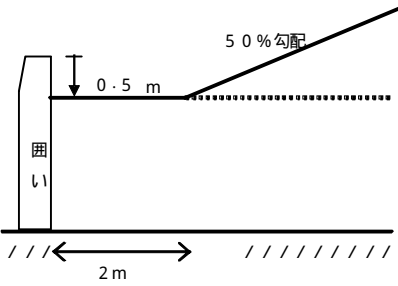
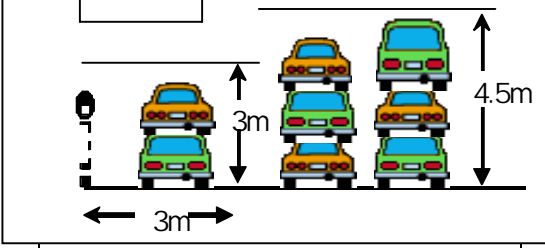


解体業・破砕業の施設基準

(標の欄の 印は、基準に準じた対応が標準作業書等に明記されていれば、必ずしも基準・具体例に記載された内容の限りではないことを示しています。ただし標準作業書の記載項目を網羅したものではありませんので、注意してください。)

解体業・破砕業 共通

項目	標	基準	具体例								
使用済自動車等の保管場所		柵があること。	高さ 1.8m程度。構造耐力上安全であれば素材は問わない。例えばブロック塀、金属板、ネットフェンス、トタン、木杭に有刺鉄線等を張った囲い等。								
		施錠できること。									
		事業所の一部を保管場所として使用する場合、境界を明示すること。	カラーコーンの設置、ロープの固定、白線等。								
		掲示板を設置すること。	60cm 角以上。記載例を参照。 (記載例)								
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">名称及び廃棄物の種類</td> <td>使用済自動車・解体自動車の保管場所</td> </tr> <tr> <td>管理者の氏名又は名称及び連絡先</td> <td>株式会社 センター 営業所 課 電話 000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>積み上げ高さ</td> <td>最大 00m</td> </tr> <tr> <td>保管量の上限</td> <td>最大 00 台</td> </tr> </table>		名称及び廃棄物の種類	使用済自動車・解体自動車の保管場所	管理者の氏名又は名称及び連絡先	株式会社 センター 営業所 課 電話 000-000-0000	積み上げ高さ	最大 00m	保管量の上限	最大 00 台
名称及び廃棄物の種類	使用済自動車・解体自動車の保管場所										
管理者の氏名又は名称及び連絡先	株式会社 センター 営業所 課 電話 000-000-0000										
積み上げ高さ	最大 00m										
保管量の上限	最大 00 台										
		廃油・廃液が漏出する恐れがあるもの(事故車・老朽車等)を保管する場合は、廃油・廃液の地下浸透を防止する床面があること。	適切な配筋を有する厚さ 15cm 以上の鉄筋コンクリート舗装、あるいは、無筋コンクリート又はアスファルト舗装の上に厚さ 1cm 以上の鉄板を敷く。								
		廃油・廃液が漏出する恐れがあるもの(事故車・老朽車等)を保管する場合は、油水分離装置、及びこれに接続する排水溝があること。	雨水の流出量や洗浄水の使用量に応じた容積で、4 槽以上、滞留時間が 2 時間以上となるように設計することが望ましい。								

項目	標	基準	具体例
保管の方法		<p>廃棄物処理法に定められた保管の高さを超えないこと。</p>	<p>・ < 圧縮した解体自動車 > 基準A 囲いに接していない場合は、囲いの下端から勾配 50% 以下。 囲いに接している場合は、囲いの内側 2m は囲いの上端から 50cm 下、2m を超える内側は勾配 50% 以下。</p> <p>・ < 圧縮されていない解体自動車 > 基準B 囲いから保管場所の側に 3m 以内の部分：高さ 3m（2 段積み）まで。 囲いから保管場所の側に 3m を超える部分：高さ 4.5m（3 段積み）まで。 ラック積等使用済自動車等を格納するための施設を利用する場合には、使用済自動車等の搬出入にあたり、使用済自動車等の落下による危害が生じるおそれのない高さ。</p>
<p style="text-align: center;">基準 A</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="496 949 922 1317" style="width: 45%;"> <p>(囲いに接しない場合)</p>  </div> <div data-bbox="927 949 1404 1317" style="width: 45%;"> <p>(囲いに接する場合)</p>  </div> </div>			<p style="text-align: center;">基準 B</p> 
		保管量上限を超えないこと。	保管場所の面積、及び保管の高さの上限から形成される空間内に適正に保管できる数量とする。
		整然と積み重ねること。	乱雑に積み上げない。立てて保管しない。写真等を添付。

使用済自動車等を引き取ってその都度解体作業場で解体する場合には、保管に係る規定は適用されない。

解体業

項目	標	基準	具体例												
燃料採取場所 (解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合)		廃油・廃液の地下浸透を防止する床面があること。	床面は、適切な配筋を有する厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート舗装、あるいは、無筋コンクリート又はアスファルト舗装の上に厚さ1cm以上の鉄板を敷く。												
		ためます又は油水分離装置、及びこれに接続する排水溝があること。	油水分離装置は、雨水の流出量や洗浄水の使用量に応じた容積で設計する。												
		燃料・廃油等の貯蔵及び取り扱いは、消防法等に従うこと。	取り扱う数量に関係なく、貯蔵及び取り扱いの基準を遵守する。 また、一定数量以上の貯蔵・取り扱いには、許可又は届出が必要。												
(許可・届出が必要な取り扱い量)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>消防法に基づく許可</th> <th>名古屋市火災予防条例に基づく届出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>200リットル以上</td> <td>40リットル以上</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>1000リットル以上</td> <td>200リットル以上</td> </tr> <tr> <td>エンジンオイル等の廃油</td> <td>6000リットル以上</td> <td>1200リットル以上</td> </tr> </tbody> </table>					消防法に基づく許可	名古屋市火災予防条例に基づく届出	ガソリン	200リットル以上	40リットル以上	軽油	1000リットル以上	200リットル以上	エンジンオイル等の廃油	6000リットル以上	1200リットル以上
	消防法に基づく許可	名古屋市火災予防条例に基づく届出													
ガソリン	200リットル以上	40リットル以上													
軽油	1000リットル以上	200リットル以上													
エンジンオイル等の廃油	6000リットル以上	1200リットル以上													
解体作業場		廃油・廃液の回収装置があること。	吸引ポンプ。												
		廃油・廃液の地下浸透を防止する床面があること。	鉄筋コンクリート舗装又は無筋コンクリート舗装の上に鉄板を敷く。作業内容を考慮し、容易に破損しない厚さとする。												
		油水分離装置、及びこれに接続する排水溝があること。	雨水の流出量や洗浄水の使用量に応じた容積で設計する。												
		屋根・壁があること。	横殴りの雨でも侵入を防ぎ、周囲から作業場内に水が流れ込まない構造。 例えば、鉄板、瓦、スレート葺等の屋根。三方が金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP等の壁に囲まれ、残り一方にシャッター。 解体作業場が周囲の地面より高く、周囲に排水側溝がある。												

項目	標	基準	具体例
部品保管設備 (廃油・廃液の漏出する恐れのあるものを保管する場合)		廃油・廃液の地下浸透を防止する鉄筋コンクリート等の床面があること。	鉄筋コンクリート舗装の倉庫。
		屋根・覆いがあること。	雨にさらされない構造。 例えば、物置等の倉庫。
解体自動車(廃車ガラ)の保管場所		使用済自動車の保管場所、及び保管の方法と同じ基準を遵守すること。	

破砕業

項目	標	基準	具体例
圧縮・せん断前、及び圧縮・せん断後の解体自動車の保管場所		使用済自動車の保管場所、及び保管の方法と同じ基準を遵守すること。	圧縮・せん断後の保管の高さは基準Aである。
圧縮・せん断施設		産業廃棄物の処理基準を遵守すること。	
		屋根・壁・コンクリート舗装した床面があること。	
		廃棄物の飛散、流出、及び騒音、振動を防止する措置が講じられていること。	大型基礎設計、防振装置、防音壁。
		移動型の場合においても、廃棄物の飛散、流出、及び騒音、振動を防止する措置が講じられていること。	移動先の事業所内で、かつ周辺に影響の少ない床面が鉄筋コンクリートで舗装された場所で作業を行うこと、また、時間帯に配慮することを標準作業書に明記。
		解体自動車に異物を混入しないこと。	作業前に目視で確認する。
破砕施設		処理能力 5 t / 日以上の場合は、処理施設の設置許可を取得していること。	
		屋根・壁・コンクリート舗装した床面があること。	
		廃棄物の飛散、流出、及び騒音、振動を防止する措置が講じられていること。	大型基礎設計、防振装置、防音壁。
		自動車以外の物の破砕と併用する場合は、自動車と区分して破砕を行うこと。	時間帯を変える、保管場所を区別する、その他運転管理の方法を標準作業書に明記。

項目	標	基準	具体例
シュレッダーダストの保管施設		使用済自動車の保管場所、及び保管の方法と同じ基準を遵守すること。	
		汚水の地下浸透を防止する床面があること。	適切な配筋を有する厚さ 15cm 以上の鉄筋コンクリート舗装。
		汚水が生じる場合は、排水処理施設と排水溝を設置すること。	
		屋根・壁があること。 又は汚染防止のために十分な処理能力を有する排水処理施設があること。	横殴りの雨でも侵入を防ぎ、周囲から作業場内に水が流れ込まない構造。 例えば、鉄板、瓦、スレート葺等の屋根。三方が金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP等の壁に囲まれ、残り一方にシャッターがある構造。 保管施設が周囲の地面より高く、周囲に排水側溝がある。
		側壁があること。	コンクリート壁、コンテナ等。
		適切な火災予防措置が講じられていること。	

解体業・破砕業 共通

項目	標	基準	具体例
他法令		他法令を遵守すること。	都市計画法、建築基準法、消防法、騒音規制法、その他の法令、条例に対する対応状況をチェックシートにまとめる。